

兵庫県立姫路赤穂特別支援学校 教育実習申込要項

1 目的

特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者に対して、教育実習（以下、実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎知識や技能・態度・心構えを習得することを目的とする。

2 対象者

以下の全てに該当する者

(1) 特別支援教育に携わりたいことを希望し、教員採用試験を必ず受験する者

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する者

① 本校の通学区域内に居住もしくは勤務する者

② 本校の通学区域内に帰省先を有する者

③ 本校の通学区域内にある小中学校・高等学校を卒業、あるいは大学に在籍または卒業した者

(3) 自家用車乗り入れ以外の交通手段で来校できる者

(4) 麻疹の抗体検査の結果が陽性である、またはワクチン接種証明ができる者

(5) 本校での実習を強く希望し、本校校長が認めた者（お問い合わせください）

※本校の通学区域とは、赤穂市と相生市（矢野川中学校区を除く）をいう

3 実習期間

前期は 6 月～7 月、後期は 10 月～11 月のうち、本校が定める 10 日間

（前期、後期それぞれ 3 名以内）

4 申し込み期間

実習希望年度の前年の 5 月 1 日から 9 月末日まで

5 申し込み方法

(1) 在籍大学を通して、本校教頭または教務部長に事前に電話で連絡を入れる。

(2) 本校ホームページからダウンロードした「教育実習申込用紙」に必要事項を記入し、郵送で提出する。

(3) 切手（50g 以内 110 円）を貼った大学宛の返信用封筒（長 3）を 1 枚同封すること。（実習前オリエンテーション案内に使用。同大学から複数名申し込む場合は 1 大学につき 1 枚でよいが、宛先が異なる場合は宛先ごとに 1 枚を必要とする。）

（連絡先）〒678-0255

兵庫県赤穂市大津 1305

兵庫県立赤穂特別支援学校 教頭 宛

Tel 0791-43-9266 Fax 0791-43-9527

6 実習の決定

(1) 「教育実習申込書」を受付した後、大学からの内諾書を送付し仮決定とする。

(2) 実習年度の 4 月に、大学からの依頼書類（承諾書等）により正式決定とする。

7 その他

(1) 感染症等状況により、本校の判断による急な実習の中断・延期もあり得る。

(2) 実習前後には健康観察を必要とする。

(3) 養護教諭教育実習を希望する場合は別途相談を必要とする。